

横須賀市介護報酬に係る Q&Aの見直しについて

横須賀市民生局福祉こども部介護保険課給付係

1. 見直しの背景

見直しの背景①

- 介護報酬に関するQAを市独自で作成し公表している自治体は少ないものの、本市のQAは他自治体と比較しても、より詳細で広範にわたっている。
- 現在のQ&Aの在り方やその内容が、事業者の効率的かつ専門的な業務遂行を妨げている懸念があるとの意見を、ケアマネスキルアップ研修など様々な場面でいただいている。

見直しの背景②

- 現状、多くの事業者が積極的に研修に参加し、専門性の向上に努めている。
- 介護サービスの需要増加や介護職の人手不足という課題に対応しなければならない。

見直しの主旨

- 事業者様が専門性を最大限に活かしつつ、よりスムーズにサービスを提供できるようにすること
- 事業者様の日々の業務負担を軽減し、さらに質の高い介護サービスの提供を狙いとする

2. 見直しの方針

見直しの方針

- 具体的事例への回答ではなく、なるべく一般的な事項のQAで構成
- 「可能とする」「不要である」といった緩和的な内容を中心に構成
- 読みやすいよう全体的に文言を整理
- 基本的な事項やレアケースに対するQAは削除

3. 主要な変更点（居宅）

追加したQA

質問	回答
居宅療養管理指導のケアプランの位置づけについてどのように行えばよいか。	居宅療養管理指導事業所は、運営基準に従い、居宅介護支援事業所と協力し、居宅サービス計画に基づいた指導を行う必要がある。そのため、ケアプランに居宅療養管理指導を位置付けることが推奨される。 しかし、居宅療養管理指導が給付管理対象外であるため、ケアプランへの位置づけは義務ではないとの意見があること、ケアマネージャーが知らないうちにサービスが開始され、サービス担当者会議の頻繁な開催が必要になることが指摘されている。これに対し、次のような対応を可能とする。 1. 医療機関側の何らかの事情によりケアプランへの位置づけが困難とケアマネが判断した場合、その位置づけは不要。その場合、困難と判断した理由を経過記録に記載することが望ましい。 2. ケアプランに居宅療養管理指導を位置付ける場合でも、サービス担当者会議の随時開催は必須ではない。サービス担当者会議を開催する必要があるタイミングで位置付けることが可能。
軽微な変更の際、アセスメントを行う必要があるのか	ケアマネジメントにおけるアセスメントを行う必要はない。しかし、以下の内容に関する軽微な変更の場合は、本人の状態に変化がないか確認する必要がある。この確認には、課題分析標準項目の内容を参考にすること。本人の状態の変化の把握は、毎月のモニタリングを通じて行うこととし、そのために再度訪問する必要はない。 【本人の状態に変化がないか把握する必要がある軽微な変更】 ・ サービス提供の曜日、回数又は時間の変更 ・ 目標期間の延長 ・ 福祉用具で単位数のみが変更となる場合 ・ 目標を達成するためのサービス内容が変わるだけの場合 ・ 暫定プランを本プランにする場合（要介護度の見込みが異なっていた場合のみ）

追加したQA

質問	回答
暫定プランを本プランとする際、要介護度が見込みと異なる場合の利用者の状態の変化の把握はどのように扱うべきか	暫定プランを本プランとする際、要介護度が見込みと異なる場合の利用者の状態の変化の把握は、以下のように取り扱う。 暫定プランを作成した月の翌月以降に本プランとする場合は、本プランとする前の月に行ったモニタリング結果をもとに、利用者の状態に変化がないことを居宅介護支援経過報告書（第5表）に明記する。 一方、暫定プランを作成し、それを同じ月内に本プランとする場合は、その月内に既にアセスメントが実施されていることを考慮し、新たに状態の変化の把握を行う必要はない。
サービス提供の曜日を一時的に別曜日に振り替えることは「軽微な変更」にあたるのか。また、同一週内で振り替える必要があるのか。	「軽微な変更」に該当する。曜日の振替は同一週内でなくとも元々の予定日の前後1週間以内の範囲で行うことを可能とする。この場合、月を跨いだ振替も可能とする。また、振替などの一時的な変更の場合は、居宅サービス計画書（1表）～（3表）の変更はしないことも可能とする。

変更したQA

質問	回答
モニタリングの訪問日は、当該月中ならいつでもよいのか。	モニタリングの時期を月の後半に固定する必要はない。それぞれの利用者合わせて適時適切なタイミングで実施すること。モニタリングの一月とは民法第140条及び第141条に準拠し、暦月との解釈となる。
月末（当該月の最終日）にサービスが開始した場合でも、当該月にモニタリングを行う必要はあるのか。	必要ない。 月末にサービスを利用開始した場合又はサービス利用開始日翌日から月末まで事業所の営業日ではない場合は、「特段の事情」に該当するものとして利用開始月はモニタリングを実施しなくてもよい。

変更したQA

質問	回答
1回→2回、2回→3回、・・・とサービスの回数を段階的に変更する場合は、「軽微な変更」にあたるのか。	該当する。 段階的に回数を増減する場合でも、各回の変更が1回程度の増減であるならば「軽微な変更」に該当する。
居宅介護支援事業所の場合は「軽微な変更」にあたるのか。	基本的には該当しない。 居宅介護支援事業所の変更は基本的には「軽微な変更」に該当しない。しかし、吸収合併等による法人変更で新たに指定を受ける場合、担当ケアマネが変わらず事業所に実質的に変更がない場合は、「軽微な変更」に該当する。ただし、軽微な変更の場合は事業所番号が変更となったとしても初回加算を算定することは加算の趣旨から鑑みて適切ではない。

変更したQA

質問	回答
介護保険法施行規則の一部改正により、更新申請時の要介護認定に係る有効期間を要介護状態区分に関わらず、一律に上限48ヶ月に延長できるようになったが、予防プランの支援期間はどのように考えたらよいか。	プランの最長期間は要支援認定有効期間（最長4年）とする。事業対象者の場合は、新規プランは最長1年、更新又は変更プランは最長4年とする。
委託居宅介護支援事業者の介護支援専門員から地域包括支援センターに変更となった場合、サービス担当者会議を開催する必要があるか。また、途中で地域包括支援センターから居宅介護支援事業所に委託する場合や委託先の居宅介護支援事業所を変更する場合はどうか	いずれの場合もケアプランの内容に変更がなければ開催の必要はない。また、変更後の事業所が作成するケアプランは、それまでのプランをそのまま引き継ぐことができるため、事業所変更の際に評価表を作成する必要はない。 ただし、サービス事業所への周知をするとともに、引き継いだケアプランの支援経過記録には、担当介護支援専門員の変更の旨を記録しておくことが必要である。

削除したQA

質問	回答	削除した理由
住宅改修を行う場合、ケアプランに記載する必要があるか。またケアプランに住宅改修を位置付けるタイミングはいつか。	ケアプランに記載する必要がある。なお、ケアプランに位置付けるタイミングは、遅くとも次回更新などでケアプランを変更するタイミングで差支えない。	基準上ケアプランに位置付ける必要はないため削除
区分変更申請をし暫定プランを作成する場合、サービス担当者会議はいつ行えばよいか。	区分変更申請から遅くとも認定結果確定前までにサービス担当者会議を行い、暫定プランを作成することができれば、運営基準減算にはあたらない。 ただし、区分変更申請から認定結果が確定するまでの暫定プランの適用期間が月をまたぐような場合は、区分変更申請を行った月の末日までにサービス担当者会議を開催しなければ、区分変更申請した月から当該状態が解消されるに至った月の前月まで運営基準減算が適用される。	やむを得ない事情があるなど、必ず減算となるとはいえないため削除

3 - 1. 頂いた意見の反映 について（居宅）

削除から復活したQA

質問	回答
サービス利用表及び別表について、介護最新情報vol.958において、介護サービス計画書の第6・7表から、利用者確認の欄が削除されたが、 ①従前の書式を使用してもよいか。また従前の書式の場合は、利用者からの確認をどのように受ければよいか。 ②新様式に変更した場合に利用者からの確認を受けたことをどのように記録すればよいか。 ③新様式の場合、6・7の控えは事業所が紙で保管しておく必要なくなると解釈してよいか。	①従前の書式を使用しても差し支えない。なお、利用者から確認を受ける方法も従前のとおりで差し支えない。 ②新様式に変更した場合でも、事業者及び利用者が合意の上で、かつ、利用者が利用料金を確認していることが前提となるため、例えば第5表（支援経過）に確認を受けた旨を記録する方法が考えられる。 ③上記の場合、第6・7表をデータとして保管してあれば、控えを紙で保管しておく必要はない。

削除から復活したQA

質問	回答
サービス担当者会議開催において、複数事業所の都合があわないため、会議を1～2週間内で複数回にわたり開催する方法は可能か。	サービス担当者会議は、やむを得ない理由がある場合を除き、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者全員の出席を求めることとなっている。そのため、質問のように、同じ目的のサービス担当者会議を担当者を分けて複数回開催することは適切ではなく、サービス担当者会議を開催するたびに全員出席する必要がある。 なお、やむを得ず出席できない担当者がある場合は、当該担当者に対する照会等により意見を求めることもできるため、各担当者と緊密に相互の情報交換を行い、利用者の状況や居宅サービス計画原案の内容等を共有できるようにすること。
A事業所から利用者のプランを引継いでほしいと依頼され、サービス担当者会議を開催せずにプランをそのまま引継いだ。この状況で初回加算を算定可能か。	運営基準減算となるため、初回加算も算定できない。 A事業所からプランを引継いだとしてもケアプランに位置付ける場合、引継いだ事業所の担当ケアマネジャーがサービスの必要性等を判断しなくてはならないので、アセスメントを改めて行い、サービス担当者会議を開催する必要がある。問の場合は、その手順を経ず暫定でサービスを開始してしまったことになる。したがって運営基準減算対象であり、初回加算も算定できない。

修正したQA

質問	回答	修正した理由
ショートステイにおいて本来、ショートステイの計画位置付けは、認定有効期間の概ね半数というルールがある。しかし、利用者や家族のやむを得ない理由により、ある一定の期間のみ長くは、どのような場合か。	なってしまう場合、その理由を経過支援記録等に残し、プラン変更及びこれに伴うサービス担当者会議が必要となる。この場合、他の月で調整し認定期間の概ね半数にする必要があるため、他の月で調整できない理由等あれば保険者に相談しなくてはならない。 また、緊急避難のためにショートステイを利用し、行き場がないまま概ね半数が近づいている場合なども保険者に相談する必要がある。その際、特養・老健・グループホーム等の施設に申し込んでいるか、どの程度待機期間が見込まれるかなどの具体的方策がないと一律に認めることはできない。 なお、認定有効期間の半数と比較する利用日数とは、保険給付の対象となる利用日数であり、支給限度額を超えた利用日数と30日ルールの翌日分は含めないため、サービス利用票別表で確認すること。	ショートステイの計画位置付けは月15日程度という記載は基準上はないため削除

質問への回答

質問	回答
軽微変更における本人の状態に変化がないかを確認方法として課題分析標準項目を参考にして毎月のモニタリングを通じ行うとあるが、変化がないと判断するのは個々の判断で良いのか。	利用者の状況に応じて個別にケアマネジャーが判断いただければと思います。
医療との情報連携加算について、「当日中」や「営業日以外」の考え方が難しいので、わかりやすく示すためにQAに掲載しないのか。	本市独自の運用をしていないため、QAに掲載はしません。加算の内容については、厚生労働省が発出した留意事項通知やQA、あるいは指導監査課が作成する運営の手引きをご参照ください。

頂いた質問への回答

質問	回答
サービス担当者会議の日程調整において、サービス利用開始前にキーパーソンの家族が参加出来ない場合、利用開始後にサービス担当者会議を開催することで差し支えないとあるが、遠方にいる家族がなかなか来れない場合、最長日数的にどのくらいの延期ができるのか。	日数について定めることはいたしません、可能な限り速やかに行う必要があります。中々調整できない場合などにより運営基準減算について疑義がある場合は個別に介護保険課給付係にお問い合わせください。
前後1週間以内でサービス利用を振替た場合に過当たりの利用回数が居宅サービス計画2表記載回数より増えてしまう場合が想定される。この場合には支援経過等に記録を残すことで対応して問題ないという解釈よいか。	問題ありません。また、2表の修正も不要です。

頂いた質問への回答

質問	回答
以下の場合軽微な変更該当しないのか。 ①利用者の本人の状態像の変化はなく、家族が病気になる、今まで位置付けていたショートの日数を延ばしロングショートとなる場合 ②サービスの利用がなくなる場合	一般的に利用者の状態が変化している事由と考えられること、国が例示しているものにもないことから、軽微な変更には該当しません。

ご清聴ありがとうございました